平成２５年（へ）第１号
福岡県筑紫郡那珂川町今光１丁目55番地
申立人　株式会社ダンクリエイト
代表者代表取締役　立川福三郎
権利を争う旨の申述の終期　平成25年12月13日
平成25年12月24日　大垣簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＡ106260
金額　129,518円
支払期日　平成25年８月31日
支払地　岐阜県養老郡養老町
支払場所　大垣信用金庫笠郷支店
振出日　平成25年５月15日
振出地　岐阜県養老郡養老町大野723番地
振出人　中部物資販売有限会社　代表取締役　近藤　正毅
受取人　株式会社アルミス
裏書人　株式会社アルミス　代表取締役　余田　知彦
被裏書人　株式会社ダンクリエイト
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第６８号
東京都中央区日本橋室町４丁目３番５号
申立人　新陽株式会社
代表者代表取締役　倉持　真一
権利を争う旨の申述の終期　平成25年12月24日
平成25年12月25日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＩW10258
金額　243,600円
支払期日　平成25年９月５日
支払地　大阪府大阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行大阪営業部
振出日　平成25年７月22日
振出地　大阪市
振出人　帝人フロンティア株式会社　財務部長　坂根　龍治
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１２７号
福島市蓬莱町５丁目７番３号
債務者　有限会社福島ナイスミート
代表者代表取締役　早坂　貴典
１　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東城　輝夫
４　破産債権の届出期間　平成26年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午前10時
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第３０号
石川県羽咋市千里浜町リ289番地１
債務者　有限会社サンビーム
代表者代表取締役　岡澤　捷一
１　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中上　勇輔
４　破産債権の届出期間　平成26年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第１７９４号
名古屋市守山区天子田２丁目922番地
債務者　東部米穀株式会社
代表者代表取締役　水谷　和巳
１　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒川　武志
４　破産債権の届出期間　平成26年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午後２時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２２８号
愛知県あま市甚目寺飛殿４番地１
債務者　有限会社オオツカ
代表者代表取締役　大塚與一郎
１　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山﨑　圭
４　破産債権の届出期間　平成26年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後１時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７１号
愛知県一宮市大毛字小山69番地の１
債務者　有限会社西武化学工業所
代表者代表取締役　武田　博
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鹿倉　祐一
４　破産債権の届出期間　平成26年２月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前10時45分
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１４号
栃木県足利市今福町907番地１
債務者　プラコム株式会社
代表者代表取締役　田中　尚文
１　決定年月日時　平成26年１月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　実
４　破産債権の届出期間　平成26年２月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第５８号
岩手県一関市花泉町老松字佐野屋敷162番地
債務者　小野寺義紀
１　決定年月日時　平成25年12月25日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　千田　實
４　破産債権の届出期間　平成26年１月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午後２時
６　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第６０１号
神奈川県小田原市蓮正寺602番地　市営葭田住宅１号棟47号室
債務者　立入大三郎
１　決定年月日時　平成26年１月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　和慶
４　破産債権の届出期間　平成26年２月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午前10時
６　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２９６号
香川県さぬき市寒川町石田西3451番地２
債務者　井川　尚美
１　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柳瀬　治夫
４　破産債権の届出期間　平成26年２月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５２９号
札幌市東区伏古８条３丁目１番８号
債務者　笠木　雅人
１　決定年月日時　平成26年１月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　彰
４　破産債権の届出期間　平成26年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５３０号
札幌市東区伏古８条３丁目１番８号
債務者　笠木利惠子
１　決定年月日時　平成26年１月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　彰
４　破産債権の届出期間　平成26年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部